

令和7年度第2回
高知県医療審議会 医療従事者確保推進部会 審議概要

日時：令和8年2月12日（木）18時30分～20時00分

場所：高知県庁2階第二応接室

出席：委員12名（船井部会長、野村副会長、小野委員、川井委員、楠瀬委員、
倉本委員、甲田委員、先山委員、佐野委員、中島委員、深田委員、
藤枝委員）

キャリア形成プログラム説明者 高知県立あき総合病院 的場総合診療内科部長
細木病院 細木院長、山本ハートセンター長
門田事務部長、門田臨床支援課長

1. 開会

2. 副会長の選任

野村委員の立候補により副会長に選任。

3. 協議事項

(1) 医師養成奨学貸付金受給医師の令和8年度配置計画について

資料2により事務局から説明。

船井部会長：研修医、専攻医、専門医は十分確保できるという考えでよろしいか。
事務局：40歳未満の医師は増加傾向にあるので、奨学金を受給して郡部にきていただける医師数自体は徐々に増えてきているというのが現状。
しかし、医師不足及び偏在自体はまだ解消されていないので、引き続き若手の医師の方々に、郡部の病院で勤務していただける体制づくりを進めていきたいと考えている。

※ 協議事項（1）については了承された。

(2) 臨床研修医の令和9年度募集定員について

資料3により事務局から説明。

【意見、質疑なし】

※ 協議事項（2）については了承された。なお、各医療機関の定員については、臨床研修連絡協議会にて協議することとなった。

(3) 専門研修に関する意見聴取について

資料4により事務局から説明。

倉本委員：主に総合診療の専門研修プログラムについての話になるが、昨年1月21日に的場先生が私のところに来訪され、総合診療プログラムを作りたいと話された。その時に、高知県の総合診療プログラムができた経緯等も話したし、プログラム管理についてはそれなりの能力をお持ちでなければできないという話もした。
1月21日の出来事がそういうことで、8月の地対協にプログラムが出てこなかったのも、取り下げや申請されなかったんだなというふうに思った。
しかし年末になり、プログラムが認められているという話になり、それは何か

抜けているんじゃないですかということをお話した。

専門医機構のホームページ上にいかなければ個別の専門研修プログラムを見えない。これがそもそも、地対協として専門研修プログラムを認めますかというふうに質問しているとは思えないという問題点はあるが、この会議にかからなかったのは、極めて問題だと思う。

また、これまで高知家総合診療プログラムという1つのプログラムを運営をして、その中で指導医として参加されていたのに、既存の総合診療プログラムとこのプログラムについての話し合いが行われたことは、総合診療指導医会議でも1度もない。どのように、県内の総合診療を育てていこうとしているのか。これまでの高知家総合診療プログラムは、他県のプログラムに比べて多くの総合診療専攻医を受け入れ、かつ総合診療研修が済んで、専門医になる率は、他県の多くのプログラムよりも高いものになっている。それなのにどこが問題でどうしていきましようかという話し合いが1度も行われないうちに、新たにもう1つのプログラムを作るということは、これこそコーディネート能力を持つ総合診療医を育てるという精神からいって、極めて課題の多い部分だろうと思う。

船井部会長：今後の新しいプログラムはこういうことがないようにしていただきたい。

倉本委員：追加させていただくと、内科、総合診療両プログラムの手続きについて2つの病院に瑕疵があるわけじゃない。内科の細木病院のプログラムについて言えば、県内の他の内科プログラムと比べたときに、変わったところがあるわけではなくきちんとしたプログラムだと思うので、そちらについては、格別申し上げるつもりはない。

※ 協議事項（3）については今回の意見を国（厚生労働省）に提出することとなった。

（4）キャリア形成プログラムの追加について

資料5-1、資料5-2によりの場総合診療内科部長、山本ハートセンター長及び門田臨床支援課長から説明。

川井委員：高知県の内科はシーリングはかかっているが、徳島県とか岡山県とかは結構かかっている。今後の想定として高知県の内科プログラム定員が何人ぐらいで、シーリングがかかってきたらどうなるか分かったら今度教えてほしい。

藤枝委員：細木病院のプログラムについて、今の若者の気質として中央圏域以外の病院で渭南病院だけを書いているが、他の病院が決まっている場合は、その病院の記載をした方がより良いと思う。

最近の若者の特徴として、他の病院がないか聞いてくる方が多い。特に女性で色々な事情があって、あまり遠くに行けない方もいるので、可能なら渭南病院以外の病院もここに記載していただければと思う。

また、あき総合病院の総合診療医は、大学院に希望する方たちもいるのか。もしいるならば、細木病院のように大学院まで記載いただければと思う。

倉本委員：細木病院のプログラムについてなんですけれども、この会議で、キャリア形成プログラムについての審議がどうして行われるかということ、SEEDの

人たち、すなわち学生時代に奨学金を受けてくれた方が、償還義務を適切に履行しながら、かつ、専門性やキャリアについて、不利益がないようになっているかということを確認するためにこの会が設けられている。

奨学金制度が始まり、専門医制度が始まって、県内で問題になっているのは、その償還期間、仮に6年間奨学金をもらって9年間の償還期間があるとする、臨床研修が修了した時点で、7年間の義務年限があるわけです。その中の3.5年を、高知市南国市以外で診療するという事になっている。この3.5年、どのようにご本人に不利益がないように勤務してもらうかということが一番問題になる。

県内のプログラムで大学以外で問題になっているのは、ご本人たちのキャリアに不利益がないように、地方に行くことを考えていただけない部分があるということ。グラフにするともう歴然としてくる。プログラムを運営するという事は、そこに入ってきたSEEDの人たちの償還計画をきちんと立てて、不利益のないように実行していただくというのが責務ですし、それを審査しているのがこの場なので、ぜひその部分をよろしくお願ひしたいと思う。

さらに、あき総合病院のプログラムについて、総合診療を高知県内で育てようというときには、2つのプログラムがきちんと話し合いをして、どうしていくかが問題であって、今日この場でキャリア形成プログラムとして認めましょうということではない。両者が話し合った結果をきちんと報告をしていただいて、この次の地対協で、高知県のキャリア形成プログラムに入れるかどうかの議論が初めてできると思う。

そして、日本専門医機構が専門研修プログラムとして認めているが、申請・認可を取り消してくださいとは言えないので、その部分について申し上げるつもりはない。キャリア形成プログラムとして、認めるかどうかはこの会議で決められることなので、その部分はきちんと議論をすべき。

※ 細木病院（内科）については了承された。高知県立あき総合病院（総合診療）については保留となった。

(5) 高知県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業について資料6により事務局から説明。

藤枝委員：来年補助してほしい人はいつまでに申請すればよいか。

事務局：基本的に資料で示した3件を対象と考えている。しかし、国で予算残があり2次募集があれば、その際に希望調査を行いたいと考えている。

船井部会長：7年度に認めたものをまた補助するのか。

事務局：施設整備及び設備整備については単年度限りという国の説明があったが、定着支援はソフトの補助事業になっており、単年で終わるのかそれとも引き続き補助できるのか国が方針を示していないので、一旦可能性があるということで候補としたいと考えている。

船井部会長：対象区域はどこか。

事務局：高知市、南国市以外が対象の区域となっている。

※ 協議事項(5)については了承された。

(6) 高知県医師養成奨学貸付金制度の改正について

資料7により事務局から説明。

船井部会長：指定特定診療科目の追加は考えているのか。

事務局：案だが総合診療科等を考えている。

船井部会長：県外では救急もあるが入れる予定はないのか。

事務局：今後詳細を詰めていきたいと考えている。

倉本委員：これまで月2回、地方の病院の勤務に行かれた先生がいる。また教室の方針で、第1週と第3週がA先生、第2週と第4週がB先生という感じで、月2回しか行けないような先生がいて、この方たちは1ヶ月単位だとカウントできなかった。今回示していただいているよう、年単位にしてカウントしていただけるようになったら、SEEDの人たちはとても助かると思う。

※ 協議事項(6)については了承された。

(7) へき地診療所の指定について

資料8により事務局から説明。

船井部会長：先生の年齢は何歳か。

事務局：正確な年齢は把握していないが、ご高齢と聞いている。

※ 協議事項(7)については了承された。

4. 報告事項

(1) 県内の若手医師の状況について

資料9により事務局から報告。

【意見、質疑なし】

5. その他

先山委員：看護師、薬剤師等の医療従事者全般についての需給の見通し、そして県として将来にわたってどう対策していくのか次回の部会で教えてほしい。

事務局：次回情報提供する。